

平成 26 年度税制改正に関する意見

～成長戦略の主たる担い手である中小企業の挑戦の後押しを～

平成 25 年 7 月 25 日

東京商工会議所

基本的な考え方

一経済成長の原動力である中小企業の活力強化による力強い成長軌道の実現を

(わが国経済を力強い成長軌道に乗せるため、成長戦略の迅速かつ果敢な「実行」を)

わが国経済は大胆な金融政策、機動的な財政政策により明るさが増しているが、燃料や原材料などのコスト増に直面し、未だ厳しい経営を強いられている中小企業も少なくない。政府は、平成 25 年度予算を早期に執行し、企業や国民が景気回復を実感できるようにすべきである。

同時に、わが国経済を力強い成長軌道に乗せ、景気回復を持続的な発展につなげるため、震災復興と福島再生を強力に進めるとともに、成長戦略を迅速かつ果敢に「実行」すべきである。

また、経済成長を促す政策の実現や、消費税引き上げ等の痛みを伴う改革には、国民や事業者の理解が必須であることから、身を切る徹底的な行財政改革の断行が不可欠である。

(新市場創出など需要拡大、立地競争力の強化により、中小企業の成長を支える基盤の確立を)

成長戦略の「実行」の担い手は企業である。経済を活性化させるためには、企業の生産や投資が消費拡大につながり、それが新たな投資や雇用を通じて、わが国経済の再生に結び付く「好循環」の確立が必要である。その原動力は、企業数の 99.7%、雇用の 7 割を抱える中小企業である。中小企業の労働分配率は 8 割にも及び、収益の多くを従業員に賃金として還元するなど、国民生活の基盤を支えている。また、大企業から中堅・中小・小規模企業へと、厚みを持って広がる産業構造が、わが国の競争力の源泉となっている。

中小企業の成長を支える基盤を確立するためには、新市場の創出をはじめ、海外需要の取り込みや対日投資の促進、経済波及効果の大きい住宅需要の喚起を図るなど、需要拡大への取り組みが不可欠である。同時に、社会保険料の増大や、国際的に高い法人の税負担、電力料金の上昇など、企業にとって「負担増の時代」に直面していることから、地方税を含めた法人の税負担の早急な引き下げや、徹底した社会保障給付の重点化・効率化など、立地競争力の強化を図るべきである。

(設備の「新陳代謝」や「新規創業」を促進し、中小企業のイノベーションの後押しを)

グローバル競争が加速する中、中小企業においても、成長分野等の新市場の開拓や、付加価値の高い製品開発による、競争力の強化が不可欠である。イノベーションに果敢に挑戦する中小企業を後押しするため、生産性の向上や新分野進出に資する設備の大胆な「新陳代謝」とともに、経済活力の源となる「新規創業」を促進する必要がある。

また、企業を存続させることが雇用の維持・増加や、技術・ノウハウ等の進化に貢献することから、世代を超えて円滑に事業を継続するための環境整備を行うべきである。

(2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、首都東京の立地競争力強化を)

経済成長を実現するためには、わが国経済を牽引する首都東京の成長が不可欠である。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、アジアヘッドクォーター特区の推進や、防災・減災をはじめ都市機能を強化し、国際競争力の極めて高い魅力ある事業環境を整備する必要がある。

約 3 兆円にも及ぶ経済波及効果、15 万人の雇用誘発が見込まれる 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックは確実に実現しなければならない。官民総力を挙げて、招致活動のラストスパートを実施すべきである。

【目次】

基本的な考え方－経済成長の原動力である中小企業の活力強化による力強い成長軌道の実現を－	・・・	1
平成 26 年度税制改正－成長戦略の迅速かつ果敢な「実行」による「中小企業の挑戦」の後押しを－		
I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置		
1. 民間投資拡大に向け、中小企業の設備の「新陳代謝」を強力に後押しすべき	・・・	4
2. 新規創業・ベンチャー支援を拡充すべき	・・・	5
3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充を	・・・	6
4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を	・・・	7
5. 中小企業の海外展開(新市場開拓)を支援する税制措置の拡充を	・・・	8
6. 人材投資を促進する税制措置を	・・・	9
7. 企業の経営基盤強化を促す税制措置を	・・・	10
8. 事業再生・事業再編を支援する税制措置の拡充を	・・・	12
II. 成長の源泉である中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し		
1. 中小事業者に対する事業承継税制の改正の周知・徹底を	・・・	13
2. 事業承継税制の抜本的な見直しを	・・・	13
3. 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき	・・・	13
4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを	・・・	14
5. 贈与税の納税猶予を認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を	・・・	14
6. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設を	・・・	14
7. 相続時精算課税制度の見直しを	・・・	14
III. 中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置		
1. 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大(資本金1億円以下→3億円以下)を	・・・	15
2. 中堅企業(資本金3億円超 10 億円以下)の成長を後押しする税制措置を	・・・	15
IV. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置		
1. 土地・住宅税制をはじめ、内需拡大に資する税制の拡充を	・・・	16
2. 立地競争力強化に資する「特区制度」の税制措置の創設・拡充を	・・・	17
3. 観光振興に向けた税制措置の見直しを	・・・	18
4. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置の拡充を	・・・	18
5. 女性の活躍を後押しする税制措置を	・・・	18
V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革		
1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき	・・・	20
2. 地方の行革努力が反映される交付税制度に見直すべき	・・・	20
3. 中小企業の成長を阻害する、事業所税は廃止すべき	・・・	20
4. 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対	・・・	20
5. 償却資産に係る固定資産税の廃止を	・・・	21
6. 法人事業税の外形標準課税の廃止を	・・・	21
7. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	・・・	21

VI. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を …… 22
2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき …… 22
3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担の軽減を …… 23
4. 不納付加算税の軽減を …… 23
5. 租税教育の充実を …… 23
6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を …… 23

首都東京の競争力強化に資する税制措置

1. 首都東京のビジネス拠点としての立地競争力強化に資する税制措置を講じるべき …… 24
2. アジアヘッドクォーター特区の推進を …… 24
3. 震災に強いまちづくりに向けた都市基盤・機能の強化を …… 25

消費税引き上げ時の課題－中小企業経営への影響を最小限に止める措置を－

1. 消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策を …… 26
2. 複数税率・インボイスの導入に断固反対 …… 26
3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき …… 27
4. 二重課税の解消はもとより多岐多重に課税される税制(印紙税等)の抜本的見直しを …… 28

平成 26 年度税制改正にあたっては、成長戦略の迅速かつ果敢な「実行」に向け、成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置の拡充等について、従来の枠に捉われず思い切った税制改正を図りたい。

I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置の拡充を

多くの困難に向けた中小企業の挑戦を後押しし、力強い経済成長を実現するためには、「成長」をより一層重視した「攻め」の政策への転換が求められる。基本的な考え方として、成長分野への進出・設備投資促進による競争力強化や、新規創業の促進、海外展開、技術開発や研究開発への取り組み等、成長に向けた「中小企業の挑戦」に対して、重点的な施策展開を図ることが必要である。同時に、市場が縮小している中で、中小企業の経営基盤の強化をさまざまな面で推進することも、成長に直接結びつく重要な政策である。

1. 民間投資拡大に向け、中小・中堅企業の設備の「新陳代謝」を強力に後押しすべき

民間投資の喚起を通じて、国内雇用を拡大し、経済成長を実現するため、中小・中堅企業の設備の大胆な「新陳代謝」を促進することは、極めて重要である。中小・中堅企業の競争力強化に向けた設備投資を後押しするため、思い切った設備投資減税の創設・拡充とともに、前向きな設備投資を阻害する事業所税や償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

(1) 中小企業投資促進税制の大幅な拡充・本則化を

民間投資や国内の雇用拡大に向けて、中小企業の生産性向上に資する設備投資を強力に後押しするため、中小企業投資促進税制について、以下に掲げる大幅な拡充措置を講じたうえで、本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設し、償却率(30%)および税額控除率(7%)を大幅に引き上げるべきである。
- ② 中小企業の投資意欲を喚起する観点から、税額控除の対象企業を資本金 3,000 万円以下より 1 億円以下へ引き上げ、全ての中小企業が利用可能とすべきである。
- ③ 中小企業の IT 化による生産性向上を図る観点から、ソフトウェアの償却率および税額控除率を大幅に引き上げるべきである。
- ④ 資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例も多く見られるため、中古設備を対象資産に加えるべきである。

(2) 成長設備投資減税（仮称）の創設を

成長分野へ進出し、グローバル競争に打ち勝つために、生産性や技術力の高い最先端設備を導入する等、中小・中堅企業の生産設備の新陳代謝を強力に後押しすべきである。そのため、3Dプリンターや最新医療機器など成長分野への進出に資する機械・装置等の導入や、製造ラインの新設・更新をはじめとする中小・中堅企業の新たな設備投資に対して、即時償却のみならず、税額控除も含めた税制措置を創設すべきである。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化を

少額減価償却資産の特例は利用頻度が高く、恒常的に利用されているが、経営環境の変化に伴い、随時更新が必要なサーバーやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限を超えるケースも多い。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産（30万円未満）の引き上げ、および取得合計額の上限（300万円）を600万円まで引き上げたうえで、本則化すべきである。少なくとも、平成25年度末までの適用期限は延長すべきである。

（４）グリーン投資減税の拡充を

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、即時償却の対象範囲を拡大するなど、グリーン投資減税の拡充を図るべきである。

（５）企業の前向きな投資を阻害する事業所税や償却資産に係る固定資産税は廃止すべき

企業の設備投資を後押しするためには、投資時点の税制措置の拡充に加え、投資後の設備に係るコストの削減が重要となる。事業所税や償却資産に係る固定資産税は、設備投資後のランニングコスト増加の要因となっており、国内における企業の前向きな設備投資を阻害している。設備の新陳代謝を強力に促進するため、国際的にも稀な事業所税と償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

①設備投資に伴う事業所の拡充や雇用の増大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、事業所面積や従業員給与が課税算出根拠となっており、前向きな設備投資に伴う事業所の拡充や雇用の増大を阻害していることから、廃止すべきである。

②企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、国際的にも稀な税制であり、企業の国際競争力を大きく阻害していることから、廃止すべきである。少なくとも、企業の競争力向上の源泉となる機械・装置に対して課税される固定資産税については、早急に廃止が必要である。

（６）減価償却制度のさらなる見直しを

現行の減価償却制度は、償却期間が長過ぎる等、企業の設備投資サイクルに適合しておらず、企業の前向きな事業活動を阻害している。技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

2. 新規創業・ベンチャー支援を拡充すべき

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少に歯止めがかかっていない。このままでは、わが国の経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、産業の新陳代謝をもたらし、経済活力を増大するのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。新規創業を増やすため、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面から強力に支援していくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓資金等に多額の資金が必要な一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多い。果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下の税制措置が必要である。

（１）創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置、欠損金繰越控除期間の無期限化を

創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後5年間の法人税免税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控

除期間の無期限化を図るべきである。

(2) エンジェル税制の抜本的な見直しを

起業家やベンチャー企業への民間投資資金の拡大を図る観点から、エンジェル税制を抜本的に見直し、以下に掲げる措置を実現すべきである。

①エンジェル税制の適用要件の大幅な拡充

ベンチャー企業への投資拡大の観点から、適用企業要件である売上高成長率(25%超)の引き下げや、創業3年以内を5年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、農業や環境等の成長産業への投資促進を図る措置を講じるべきである。一方で、個人投資家の投資意欲を喚起する観点から、投資額の所得控除の上限額(総所得金額の40%もしくは1,000万円のいずれか低い方)を引き上げるとともに、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

②法人版エンジェル税制の創設

エンジェル投資家の一層の拡大の観点から、エンジェル税制の利用対象者を個人に限定せず、法人がベンチャーキャピタルに出資する際の投資額の一定割合の所得控除等を可能とする制度を創設すべきである。

(3) 会社設立に係る印紙税および登録免許税の廃止を

会社設立費用を最小化し、創業する中小企業の負担軽減を図るため、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止すべきである。とりわけ、地域資源等を活用し、地域活性化に資する中小企業に対しては、会社設立に係る登録免許税に特段の配慮が必要である。

(4) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設を

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

3. イノベーションの促進に向けた税制措置の拡充を

競争力の強化に向け、自らの強みや特性を最大限に活かして行う独自技術の確立や、市場ニーズをとらえた製品開発など、中小企業のイノベーションの促進に向けた取り組みを大胆に支援することが必要である。

(1) 研究開発投資促進税制の拡充・本則化を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しし、グローバル競争に打ち勝つために、研究開発投資促進税制について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①マザー機能としての研究開発・先端製造機能の国内維持・強化の促進のため、上乘せ措置部分(増加型・高水準型)については、恒久化すべき。

②研究開発による企業の競争力強化を後押しする観点から、増加型の税額控除率を5%から大幅に引き上げるべき。

③継続的な研究開発投資を促進する観点から、総額型の繰越期間を1年から5年へ延長するとともに、上乘せ措置の繰越控除制度を創設し、繰越期間を5年とすべき。

④研究開発投資の底上げのため、平成25年度税制改正で拡充された総額型の税額控除

上限は、30%で恒久化すべき。

- ⑤中小企業の研究開発を後押しするため、中小企業技術基盤強化税制を拡充し、税額控除率（12%）を引き上げるとともに、中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）は延長すべき。
- ⑥安価で安定的なエネルギー供給を促進するため、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべき。

（2）研究開発投資促進税制の中小企業を対象とした運用面の大胆な改善を

わが国のイノベーションの促進のため、中小企業の研究開発や製品開発への取り組みを大胆に支援することが求められている。しかし、「中小企業技術基盤強化税制」により中小企業は優遇されている（12%の税額控除が可能）にも係らず、中小企業の研究開発投資促進税制の利用数は4,009社（平成23年度）と、研究開発を行った企業（43,221社）の1割にも満たない状況であり、利用率は低迷している。

経営資源の限られた中小企業においては、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費に関しては、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、利用率が低迷している原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、専属的に従事せずとも、担当業務への従事状況が明確に区分されていれば、試験研究費の対象となる人件費を概算比率で計上可能とするなど、大胆に運用面を改善すべきである。

（3）パテント・ボックスの導入を（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）

中小企業においても、国際競争が激化する中で、海外展開や新分野進出等において知的財産の戦略的な活用の重要性が高まっている。わが国が保有する知的蓄積・ビジネスの蓄積を、戦略資源として有効活用し、わが国の競争力強化につなげていく必要がある。

欧州等では、知的財産権に起因する収益について軽減税率または所得控除を適用するパテント・ボックスの導入が進んでおり、このままでは日本の競争力の源泉となる無形資産が海外流出する危険性が高い。また、特区制度などにより、海外の研究開発型企業を誘致する取り組みが行われているが、パテント・ボックス税制の未導入国は立地競争力が著しく劣後している。

中小企業の知的財産権の国内保有を推進するため、パテント・ボックス税制を早急に創設すべきである。

4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を

（1）国際競争力強化のため、法人実効税率のアジア諸国並み（20%台前半）への引き下げを

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（約35.6%（復興法人特別税付加後約38%））は国際的に見て未だ高い水準にある。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。結果的に、雇用が失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。わが国の立地競争力の強化を迅速に図るため、復興増税終了を待たずに、法人実効税率を早急に競争相手であるアジア諸国並み（20%台前半）へ引き下げる必要がある。法人課税の軽減は、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

なお、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃し、早急に法人実効税率を引き下げるべきである。

(2) 中小企業の活力強化のため、軽減税率を11%以下へ引き下げ、適用所得を拡大すべき

わが国の経済成長の源泉である中小企業も国際競争に晒されている。中小企業の軽減税率は、平成24年度から3年間の時限措置として15%（本則19%）に引き下げられたが、復興増税期間は16.5%となっており、復興増税終了後の平成27年度には本則の19%に戻ってしまう。

中小企業の活力や競争力強化を図るため、中小法人の軽減税率について、国際競争に打ち勝つ水準（11%以下）まで恒久的に引き下げるべきである。あわせて、適用所得金額の拡大（800万円→1,600万円）を図るべきである。

(3) 企業の活力強化を図る法人課税の軽減措置は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき

今後の経済・財政運営においては、成長産業への集中的な投資による民間投資の拡大や、創業促進、国際競争力強化による新市場開拓など、成長・競争力重視の政策の実行により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、予算全体の中で財源確保を図るとともに、企業活力の強化を図る法人課税の軽減措置は、成長戦略の主たる担い手である企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであることから、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

(4) 個人事業者の税負担の軽減を

個人事業者は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引き下げにあわせて、事業主報酬の損金算入化、青色申告控除（65万円）や個人事業税の事業主控除（290万円）の拡充等、個人事業者の税負担の軽減を図るべきである。

5. 中小企業の海外展開（新市場開拓）を支援する税制措置の拡充を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

海外展開を行う中小企業数は、一年の間に2倍を超え、製造業では4割を超えるとともに、非製造業でも急増している。国内事業のみを行う企業と比べ、海外展開を行う企業は、国内での売上や雇用の拡大を実現し、国内の経済成長に大きく貢献している。

しかしながら、海外展開には、格段に大きな困難が伴うため、中小企業の海外展開を後押しするとともに、海外展開後に国内へ利益を還流し、国内の経営基盤強化を支援する税制措置が必要である。

(1) 海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制措置が必要である。

① 中小企業における受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連

費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

②租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③外国税額控除の抜本的な見直し

企業の国際競争力維持・強化のため、国際的な二重課税は完全に排除する必要がある。外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(2) 中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しする観点から、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用等を税額控除可能とする制度を創設すべきである。

(3) タックスヘイブン対策税制のトリガー税率の引き下げを（20%→18%）

タックスヘイブン対策税制の軽課税国の判定基準は、平成22年度税制改正において25%から20%に引き下げられたが、その後、アジア諸国や欧州等では法人税率を引き下げる動きが加速化している。特に、中小企業の進出の多いタイは2013年より20%に引き下げられ、タックスヘイブン対策税制の対象国となることから、適用除外基準に該当する証明資料の作成等、経営資源の乏しい中小企業においては、重い事務負担が課せられることになる。中小企業の海外展開を推進する観点から、タックスヘイブン対策税制のトリガー税率を現行の20%から18%程度まで引き下げるべきである。

6. 人材投資を促進する税制措置を

(1) 雇用促進税制の拡充・延長を

雇用促進税制については、平成25年度税制改正により、雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられることとなったが、1年間の時限措置となっている。本措置を延長するとともに、利用を阻害しているとの指摘が多い、適用年度開始後2か月以内のハローワークへの「雇用促進計画」提出の要件を撤廃すべきである。

(2) 人材教育や採用活動に伴う費用の一定割合の税額控除制度の創設を

中小企業は雇用の約7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や、教育訓練費の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

(3) 社会保険料事業主負担分の一定割合を減免する措置を

中小企業の雇用の安定化を支援するため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業

員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

7. 企業の経営基盤強化を促す税制措置を

(1) 中小企業の交際費課税の全額損金算入化を

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も費用計上可能となっている。取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。そのため、中小企業の交際費は上限なく全額損金算入とすべきである。

また、当面の措置として、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費（1人当たり5,000円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げるべきである。

少なくとも、中小企業の交際費の損金算入特例については、平成25年度末までの適用期限を延長すべきである。

(2) 役員給与の全額損金算入化を

役員給与については、税務上は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている利益連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認めることや、事前確定届出給与内であれば引き下げを認めること等、柔軟で機動的な仕組みとすべきである。

また、平成25年度税制改正において、事業承継税制における贈与税の猶予制度が見直されたことから、退任した先代経営者が取締役に戻った場合に、役員給与を損金算入できるよう、所要の措置を講じるべきである。

(3) 地球温暖化対策税の見直しを（今後予定されている税率の引き上げ反対）

平成24年10月から石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が導入されたが、原子力発電所稼働停止の長期化による電気料金の上昇や、再生可能エネルギー固定価格買取制度賦課金、燃料価格の高騰等により、エネルギーコストの上昇が進み、中小企業の経営に大きな影響を与えているとともに、当初想定していた税収を大幅に上回っている状況にある。地球温暖化対策税を見直し、今後予定されている2回の税率引き上げ（平成26年4月、平成28年4月）は見送るべきである。

なお、地球温暖化対策税の用途を森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策財源などに拡大することは石油石炭税の課税趣旨に反しており、認められない。

(4) 留保金課税の廃止を

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金

課税は廃止すべきである。

(5) 中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設を

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(6) 中小企業の経営力向上に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やI S O取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

(7) 印紙税は速やかに廃止すべき

印紙税は、消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(8) 企業年金制度の環境整備のための税制措置の拡充を

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、以下に掲げる税制措置を講じるべきである。

- ①特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。
- ②確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図るべきである。

(9) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金や電話加入権等の損金算入を

中小企業においては、税制と会計の調和は極めて重要であることから、中小会計要領をはじめ、企業会計上費用とみなされている貸倒引当金や賞与引当金、退職給付引当金等について、損金算入を認めるべきである。

また、法人税法上は、非減価償却資産とされている固定電話の電話加入権は、現在では価値が少額になっていることから、減価償却資産と同様の扱いとし、損金算入を認めるべきである。

(10) 会社法の見直しにおける監査役設置会社の登記に関する登録免許税の非課税措置を

平成24年度に取りまとめられた「会社法制の見直しにおける要綱」において、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれた。中小企業に対して、本来必要でない登記申請が義務付けられることになることから、会社法見直し後に当該登記を行った際の登録免許税については、非課税とすべきである。

8. 事業再生・事業再編を支援する税制措置の拡充を

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、中小企業金融円滑化法の期限到来により、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持・雇用確保による社会的損失を抑制する観点から、中小企業の事業再生・継続や、競争力の強化に向けた事業再編への取り組みを力強く後押ししていくべきである。

(1) 資本金借入金導入時における過年度処理の損金算入の要件緩和を

中小企業再生支援協議会等の一定の準則に従った再生計画において資本金借入金を導入された場合、外部専門家に依頼した財務調査で指摘された過年度の会計処理のうち、資産と負債の差額から資本金借入金を控除した貸借差額部分については損金算入を認め、青色欠損金に優先して所得控除を可能とすることで税負担の軽減を図り、早期の事業再生を後押しすべきである。

(2) 事業再生における減損会計適用要件の緩和を

現在、会計上では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損会計が適用されるが、法人税法では法的整理によるなど、一定の要件を満たさない限り、損金算入が認められていない。事業再生の局面においては、私的整理を含め、損金算入を認めるべきである。

(3) 産活法に基づく「第二会社方式」による認定企業の固定資産税の負担軽減を

産業活力再生特別措置法に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業に対して、一定期間、固定資産税等の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。なお、同計画に基づく事業譲渡における不動産取得税を軽減する措置については、適用期限を延長すべきである。

(4) 事業再生税制における一定の私的整理要件の緩和を

法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる事業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が「一定の私的整理」の要件の一つとなっているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。

(5) 事業再生における組織再編時の税負担軽減を

法的整理および「民事再生等の法的整理に準じた一定の私的整理」により組織再編が図られる場合、移転資産に対する消費税負担および譲渡損益課税負担の軽減を図り、円滑な再生を後押しすべきである。

(6) 事業再編における損益通算措置の実現を

企業の競争力を目的とした事業再編を後押しする観点から、一定の要件のもと、事業を分離した場合に、分離先企業との損益通算措置を実現すべきである。同時に、日本版LLCにおけるパススルー税制の実現に向けて、検討を行うべきである。

(7) 連結納税および組織再編税制の見直しを

事業再編を促進する観点から、一定の要件をみたした場合に100%子会社について時価評価を適用外とするなど、連結納税の利便性を高めるとともに、企業の組織再編成を活性化させる観点から、税制適格要件について検討を行うべきである。

Ⅱ. 地域経済を支え、雇用の受け皿となる中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

中小企業は、厳しい経営環境に晒されながらも、地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。一方で、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも、廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。わが国の経済成長の実現のためには、中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に繋ぎ、成長していくことが必要不可欠である。

国際的には、近年、シンガポールや香港のように国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域や、そもそも相続税自体が存在しない国がある。わが国の中小企業が、事業の承継にあたり、国際的に劣後している状況は、早急に是正することが必要である。

平成 25 年度税制改正において、納税猶予制度の要件の緩和や手続きの簡素化等が措置され（平成 27 年 1 月施行）、事業承継税制の活用を阻害している要件が大幅に見直された。平成 25 年 10 月には、経営承継円滑化法の附則および同法に対する附帯決議を踏まえた、施行 5 年経過後の見直しの時期が到来することから、中小企業の実態やニーズに即し、事業承継税制の抜本的な見直しを図る必要がある。

中長期的には、中小・小規模企業、個人事業者が事業用資産を損なうことなく、十分な形で次世代に事業を承継できるよう、わが国の事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要がある。

1. 中小事業者に対する事業承継税制の改正の周知・徹底を

経済産業大臣の事前確認が不要となったことから、中小事業者が制度の詳細内容を認識しておらず、相続開始時に要件を満たしていないことを理由に、制度を利用できないという事態が生じることが危惧される。こうした事態を生じさせないよう、中小事業者に対する、利用要件等を含めた本制度の周知・徹底を図るべきである。

2. 事業承継税制の抜本的な見直しを

経営承継円滑化法施行 5 年経過後の見直しに合わせて、以下に掲げる抜本的な見直しを行い、円滑な事業承継税制を実現すべきである。

①発行済議決権株式の総数等の「2／3要件」の100%への拡充

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の3分の2までとする上限があるが、これを撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

②相続税の納税猶予割合の100%への引き上げ

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

③5年経過後の納税免除

後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、納税猶予開始後5年経過時点で納税を免除することとすべきである。

3. 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）において、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されている。こうした点を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

5. 贈与税の納税猶予の認定取り消し時に相続時精算課税制度を選択可能とする措置を

贈与税の納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、5年以内の取消しは納税猶予開始後、5年経過後の取消しは5年経過後の期間について利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になる。認定取消し時のリスク軽減を図る観点から、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じるべきである。

6. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設を

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を創業者一族が取得する場合、当該非上場株式が高く評価されるため、後継者による他の発起人からの買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面負担で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

7. 相続時精算課税制度の見直しを

事業の後継者以外に事業用資産が相続されることで、円滑な事業継続に大きな支障が出ている。事業用資産の分散を防止し、後継者に事業用資産を集中させることが重要である。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合においても、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

Ⅲ. 中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置

地域の中核的な役割を果たす中小・中堅企業（資本金1億円超10億円以下）は、高い雇用吸収力を有し、地域における取引を通じて多くの小規模企業や中小企業とその従業員や家族を支えている。こうした中核的な役割を果たす企業は、財務面において安全性を重視し、成長に向けた取り組みに挑戦しない傾向が強まっている。地域を牽引する原動力となる役割を果たすため、金融面での支援とともに、租税特別措置による研究開発や投資の促進など、成長に向けた取り組みを後押ししていくことが極めて重要である。

1. 中小企業基本法を念頭に税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）を

ものづくり企業を中心として、下請け企業から独立企業への移行を模索し、厳しい経営環境の中で成長・発展を図る中小企業が多く存在しており、こうした中小企業のさらなる成長を後押しするための施策として、研究開発や設備投資等に対する租税特別措置が重要である。

しかし、税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在する。中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

2. 中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しする税制措置を

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの後押しが重要である。

中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の深掘り部分（12%）や中小企業投資促進税制をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

IV. 民間投資や消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

デフレから脱却し、日本経済を持続的な成長軌道に再び乗せるためには、潜在需要を掘り起こし、投資や消費の好循環につなげていくことが重要であり、以下に掲げる措置を講じる必要がある。

1. 土地・住宅税制をはじめ、内需拡大に資する税制の拡充を

(1) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活を

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

(2) 新築住宅の固定資産税の特例をはじめ、住宅に係る租税特別措置の延長を

景気回復や経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

平成 24 年度税制改正大綱において、平成 26 年度税制改正までの検討事項とされた、新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置については、消費税引き上げに伴う影響を大きく受け、経済への波及効果も高い住宅産業を後押しする観点から、消費税引き上げに伴い抜本的な見直しを行い、減免措置を恒久化すべきである。

①新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置の恒久化

住宅取得に係る負担軽減に寄与し、全国的な住宅需要を安定的に支えていることから、新築住宅における固定資産税を 2 分の 1 に減免する措置を、恒久化すべきである。

②居住用財産（特定居住用財産）の買換え特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例を延長すべきである。

③長期優良住宅普及促進税制の延長

住宅の長寿命化を目的に制定されている認定長期優良住宅制度については、優良な住宅ストックを重視する観点から、所得税額の特別控除（投資減税）、登録免許税・不動産取得税・固定資産税の減免制度を、延長すべきである。

④認定省エネ住宅に対する登録免許税の特例の延長

低炭素型の都市の実現を目的に制定されている認定省エネ住宅に対する登録免許税の特例については、高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進する観点から、延長すべきである。

⑤住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産流通の促進を図る観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置については、延長すべきである。

(3) 大企業を含めた交際費の損金算入化を

企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等

の税収の増加も見込まれる。消費税引き上げに伴い、飲食業等の地域経済の落ち込みが想定されるため、民間消費を喚起する観点から、資本金1億円超の企業に対しても、交際費の損金算入を一定の範囲まで認めるべきである。

(4) 都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置の延長を

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置を延長すべきである。

- ①優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の延長
- ②法人等の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度の適用停止の延長

(5) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直しを

わが国は、65歳以上の高齢者が資産保有の6割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。高齢化によって、相続人・被相続人共に相続年齢が引きあがる中、貯蓄率が高い高齢世代から消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することにより、内需を喚起し、経済を活性化させることが必要である。

- ①住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は、平成26年に一般住宅は500万円、省エネ住宅等は1,000万円に縮減されるが、消費税引き上げ時の住宅需要落ち込みに対応する観点から、非課税限度額を1,500万円まで拡充すべきである。
- ②相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすべきである。
- ③住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すべきである。
- ④贈与税の基礎控除額を拡充すべきである。

2. 立地競争力強化に資する「特区制度」の税制措置の創設・拡充を

(1) 特区制度を活用した立地競争力強化に資する大胆な法人実効税率の優遇を

グローバル競争が進む中、わが国の立地競争力強化は喫緊の課題である。競争相手であるアジアの都市では、企業を誘致するために特区制度を活用し、大胆な税制措置を講じている事例が多い。例えば、最大の競争相手国の一つである韓国では、最大7年間法人税、15年間地方税を減免している。

「国家戦略特区」等の特区制度を活用し、海外の競争国に打ち勝つために、地方法人課税の引き下げを含め、大胆な法人実効税率の優遇措置を検討すべきである。

(2) アジア拠点化推進制度、国際戦略総合特区制度における優遇税制の要件緩和を

アジア拠点化推進制度、国際戦略総合特区制度が制定され、対日投資増加に向けた取り組みが行われているが、税制優遇措置を受けるためには、非常に厳しい要件が課せられている。外国企業の誘致推進のため、以下に掲げる要件を緩和するとともに、国際戦略総合特区に係る特例措置については、適用期限を延長すべきである。

- ①統括事業における事業所設置要件を緩和すべき(国際戦略総合特区制度のみ)。
- ②統括事業・研究開発事業における専ら事業要件を緩和すべき。
- ③統括事業における資本金要件を緩和すべき。

④所得控除のために求められる規制緩和の特例措置要件を緩和すべき。

3. 観光振興に向けた税制措置の見直しを

(1) 訪日外国人旅行者向け免税制度の見直しを

消費税の免税制度は、訪日外国人旅行者に人気の高い食料品、飲料品、化粧品、薬品等が免税対象外品目となっている。訪日外国人旅行者の増加に向けた環境整備を行う観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ①諸外国と同様に、出国時に当該品目の消費有無を含めた免税可否チェックを実施した上で、消費税相当額を一括で受け取れる方式を導入し、返金方法についても現金のみならずクレジットカードや小切手などに多様化すべき。
- ②訪日外国人に人気の高い食料品、飲料品、化粧品、薬品を免税対象品目に追加すべき。
- ③免税店（輸出物品販売場）制度を、「許可制」から、諸外国と同様に「届出制」に変更するとともに、免税店要件を緩和すべき。

(2) ホテル・旅館の建物等に係る固定資産税評価額の低減を

ホテル・旅館は、長期間にわたり建物等の固定資産税の評価額が下がらず、経営の実態を適切に反映しているとは言えない。平成24年度税制改正大綱において、平成27年度の固定資産の評価替えの際に使用実態に合わせた見直しを行うことが検討されているが、依然として東日本大震災の風評被害等で厳しい経営を余儀なくされている者も多い中、観光振興、地域活性化のため、ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定にあたり、耐用年数の大幅な短縮等を早期に措置すべきである。

4. 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置の拡充を

(1) 大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った措置を講じる必要がある。

(2) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充を

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されている。

他方、従前から、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している企業に対する税制措置が不足している。被災地域の経済を支える地元企業に対し、投資減税の拡充等、復興特区に準じた税制措置を講じるべきである。

また、中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る登録免許税等の特例措置については、適用期限を延長すべきである。

福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

5. 女性の活躍を後押しする税制措置を

(1) 女性の活躍を後押しし、子育て世帯の税負担軽減に向けた所得税の見直しを検討すべき

人口減少に歯止めをかけるとともに、「女性が働き続けられる社会」を実現し、女性の活躍を後押しするため、配偶者控除・成年扶養控除等、所得税の諸控除のあり方を見直すとともに、2分2乗方式やN分N乗方式等の世帯単位の所得課税方式の導入について検討を行うべきである。

(2) くるみんマーク認定企業に対する税制措置の拡充を

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届け出企業数は増加しているが、「子育てサポート企業認定」（くるみんマーク認定）まで取得する企業は非常に少ない。現行の建物の割増償却では、企業の認定取得のインセンティブになっていない。企業における仕事と子育ての両立支援を強力に推進するため、くるみんマーク認定企業で従業員が一定期間以上、育休を取得した場合に、育休取得者1人当たり一定額を税額控除できる措置を創設すべきである。

(3) 事業所内保育施設の設置・運営費用の税額控除の創設を

企業が、施設・人員配置基準等を満たした事業所内保育施設を設置・運営する場合、1事業主あたり1施設に限り助成金が支給される。しかしながら、助成額や助成期間は限定的で、複数の施設を設置する場合は助成されない。このような状況から、企業にとって、事業所内保育施設は、将来に亘って過大な負担が予想され、設置に踏み切りにくい状況にある。待機児童問題を解消する一助として、事業所内保育施設の設置を促進する観点から、設置基準等を満たした上で、助成金の対象とならない場合は、設置・運営費用の一定割合を税額控除する措置を創設すべきである。

V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

地方分権改革のためには、まず、徹底的な行財政改革の実施が不可欠である。大胆な規制改革等を実施するとともに、国と地方の明確な役割分担のもと、思い切った権限および、税財源を移譲することが必要となる。また、社会保障制度全体における負担と給付のバランスを見直し、国、地方ともに社会保障費の抑制を図っていくべきである。

地方分権や、安定的な地方行財政基盤を確立するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠である。地方の財源は、地方法人二税（事業税・住民税）と地方交付税に過度に依存しているため、地域住民の受益と負担に関する意識の希薄化が生じており、住民による地方行政へのチェック機能が弱くなっており、地方税改革は喫緊の課題である。

1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国際競争力強化の観点から、国として引き下げていくべきである。

地方法人二税の国税化や地方法人特別税の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税の中であり方を検討すべきである。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃すべきである。

2. 地方の行革努力が反映される交付税制度に見直すべき

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充し、行財政改革の割合に応じた地方交付税の交付を行う制度へ変更すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

3. 中小企業の成長を阻害する、事業所税は廃止すべき

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業の成長に向けた前向きな活動を阻害している。中小企業の成長を阻害している事業所税は、早急に廃止すべきである。

4. 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

5. 償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止する必要がある。特に、機械・装置に係る固定資産税については、中小企業の前向きな成長を阻害するものであることから、早急に廃止すべきである。少なくとも、免税点（150万円）の引き上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

6. 法人事業税の外形標準課税の廃止を

法人事業税の外形標準課税は、企業に固定的な負担を強いることから産業空洞化を招くとともに、「従業員給与」に課税することから雇用の維持を困難にし、「賃金引き上げ」を抑制している。企業の競争力強化や地域活性化を阻害しているため、早急に廃止すべきである。ましてや、資本金1億円以下の中小企業を対象を拡大することは、絶対にあってはならない。

7. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

VI. 納税環境整備の充実

1. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。中小企業の納税事務負担軽減を図るため、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- (1) 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。
- (3) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (4) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。
 - ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設すること。上記が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。
 - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除制度を復活し、恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発すること。
 - (イ) eLTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設すること。
 - ② 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
 - ③ 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。
 - ④ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
 - ⑤ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
 - ⑥ 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。
 - ⑦ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
 - ⑧ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
 - ⑨ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
 - ⑩ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
 - ⑪ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
 - ⑫ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化が必要である。
- (6) 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

2. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担を軽減すべき

平成 25 年 1 月より 2.1%の復興特別所得税が 25 年にわたって課されているが、源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生し、現場では既に混乱が生じている。長期間にわたって、事業者の事務負担の増大につながることから事務負担の軽減を検討すべきである。

報酬等を支払う際の源泉徴収事務に関して、実務上は、源泉徴収後の手取り額から支給総額を逆算する方式が採用されることが少なからず存在しており、煩雑な事務処理を強い

るとともに、計算ミスが生じることも容易に想定できる。そのため、報酬等に係る源泉徴収に係る復興特別所得税を不適用とし、受給者が確定申告時に付加税を含め清算する方式へ変更すべきある。

3. 社会保障・税番号導入時の納税協力負担の軽減を

社会保障・税番号は、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化を可能とし、適正な社会保障政策の実施や行政効率化に向けて不可欠な社会インフラである。

社会保障・税番号が導入されると、源泉徴収等の法定帳票に従業員等の番号を記載するなど、各種申告事務で事業者になたな納税事務負担が発生する。社会保障・税番号導入にあたっては、行政システムの再構築や業務の刷新を図るとともに、国税・地方税の一括納付や、地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データの受け渡し等の具体的な導入メリットを検討し、事業者に対する納税協力負担の軽減策を同時に示す必要がある。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引き上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

4. 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員との給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整等については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起これると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。
- ②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

5. 租税教育の充実を

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。租税教育を学校教育へ導入し、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

6. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、復旧・復興に大いに活用されたところである。今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や、地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

首都東京の競争力強化に資する税制

わが国経済が持続的に成長するためには、日本経済の成長エンジンとも言える首都東京の国際競争力を強化していくことが不可欠である。そのため、首都東京の事業環境整備を強力に推進し、対内直接投資の促進と国内企業の活性化を図るとともに、都市防災力を高め、世界に都市の優位性を示す必要がある。

東京が世界の都市間競争を勝ち抜き、国際ビジネス拠点としての確固たる地位を確保するため、以下に掲げる税制措置を早急に講じるべきである。

1. 首都東京のビジネス拠点としての立地競争力強化に資する税制措置を講じるべき

(1) 企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止を

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、速やかに廃止すべきであるが、東京都の税収に大きな影響を与えるため、まずは、特に負担感が強い中堅・中小企業について廃止すべきである。

(2) 地方法人特別税の撤廃を

地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、消費税の引き上げにあわせて撤廃すべきである。地方財政調整に関しては、地方交付税の見直しや、消費税や個人住民税等の地方税改革の中で検討していくべきである。

(3) 産業の活性化の観点に資する税制措置の拡充を

企業の経営基盤強化を通じて、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

- ①法人事業税・法人住民税の超過課税の即時廃止
- ②商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を「65%」に引き下げる軽減措置の拡充（負担水準の上限引き下げ）および本則化
- ③小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置の拡充（減免割合の引き上げ）および本則化
- ④東京都における創業を後押しするため、創業後5年間の地方税の減免

(4) 省エネ設備投資減税の拡充を

東京都では、中小企業の自主的な省エネ努力へのインセンティブとして、省エネ設備導入に対する減税措置を講じているが、さらなる省エネ促進のため、対象機器の拡大やリース物件への適用などの拡充を図るべきである。

適用要件の温暖化対策報告書の提出義務は、小規模な事業者は、対策の計画策定や実施状況の報告等、報告書の作成が困難なため、一定規模以下の事業者には提出義務を緩和すべきである。

2. アジアヘッドクォーター特区の推進を

(1) 「国家戦略特区」の対象化および税制措置の要件緩和に向けた働きかけを

国際的なビジネス展開が進展する中、東京にグローバル企業を誘致し、国内の中小企業との連携を推進するアジアヘッドクォーター特区は、東京のみならず、わが国全体の活性化に資するものとして、強力に推進していくべきである。そのため、東京都は国に対して、「国家戦略特区」の対象にアジアヘッドクォーター特区が選定されるよう、強力に働きかけを行うべきである。

現在のアジアヘッドクォーター特区内で税制優遇措置を受けるための要件では、日本市場を開拓しようとする海外の優良企業を呼びこむことは困難である。統括事業における事業所設置要件、専ら事業要件、統括事業における資本金要件をはじめ、税制優遇措置の利用促進に向けた措置について、東京都は政府に対して強力に働きかけを行うべきである。

また、既に進出済みの外国企業に対しても、国外流出を防止する観点から、税制優遇措置の適用を検討すべきである。

(2) アジアヘッドクォーター特区を推進する日本企業への税制措置の拡充を

アジアヘッドクォーター特区を機能させるためには、その推進役となる日本企業に対する税制措置の充実が必要である。そのため、法人事業税や、固定資産税および都市計画税の減免など、インセンティブを講じるべきである。

また、これら企業からの提案に対し、都は迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備することが不可欠である。

3. 震災に強いまちづくりに向けた都市基盤・機能の強化を

首都直下地震が想定されている東京の防災対応力を飛躍的に高め、世界に誇れる防災都市を実現することが喫緊の課題であり、以下に掲げる措置が不可欠である。

(1) 耐震改修における税制措置の拡充を

東京都では、特定緊急輸送道路の沿線構築物に対する耐震化を進めているが、特定緊急輸送道路に面しない事業者の建物・工場等の耐震化も同時に進めることが重要である。平成22年度末の民間特定建築物の耐震化率は約82%と、一般住宅と同等レベルであり、東京都の平成27年度耐震化率目標90%を大きく下回っている。そのため、個人が住宅に対して耐震改修工事や建替えを行う場合と同様に、事業者に対しても税制措置が必要である。中小企業等の事業者が、建物・工場等について耐震目的で改修工事や建替えを行う場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべきである。

(2) 木密地域における税制措置の創設を

東京都では、震災時における火災危険度が高い地域を不燃化特区に指定し、10年間の重点的・集中的な取り組みにより、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指している。木密地域における不燃化や、延焼遮断帯を形成する特定整備路線の整備のために、事業者が建物・工場等の構築物の改修・建替えや、移転を行う場合には、費用の助成とともに、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税の減免等の税制措置を創設すべきである。

(3) 帰宅困難者支援対策の推進のための税制措置の創設を

帰宅困難者支援対策を推進するため、帰宅困難者受け入れ協定を締結している民間の一時待機施設の設置については、固定資産税・都市計画税の減免等の税制措置を創設すべきである。また、防災や帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべきである。

消費税引き上げ時の課題—中小企業経営への影響を最小限に止める措置を—

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する基盤である。将来世代に負担を先送りせず、持続可能な社会保障制度の確立のため、社会保障給付の重点化・効率化の徹底を図り、消費税率10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革を早期に断行すべきである。

複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われるだけでなく、中小企業に新たに煩雑かつ過大な事務負担を強いるものであることから、断固反対する。

消費税引き上げは、景気や経済成長、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、円滑な価格転嫁に向けて実効性の高い対策等、以下に掲げる措置を講じるべきである。

1. 消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策を

(1) 価格転嫁対策特別措置法に基づく、実効性の高い価格転嫁対策の実行を

今回の消費税引き上げは、「デフレ経済下における引き上げの決定」、「1年半という短期間で2段階の引き上げ」という点でこれまでと異なる。中小企業の平均営業利益率は2%であり、消費税率引き上げ分の価格転嫁が進まない場合は、中小企業は利益が大幅に失われる結果となる。過去に比べて、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となるため、政府は、価格転嫁対策特別措置法に基づき、これまでにない徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行うべきである。

中小企業の価格転嫁対策について、政府は、まず「なぜ消費税率の引き上げが必要なのか」「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを、事業者や国民に対して強いメッセージを発信すべきである。

すでに、価格転嫁を拒否する動きが始まっていることから、政府は、価格転嫁特別措置法の施行前においても、大々的な覆面調査や、転嫁指導員によるヒアリング調査を行い、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、是正に向けた迅速な措置を講じるべきである。

(2) 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活を

平成24年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。

消費税引き上げ時には、非課税取引における損税が拡大することが想定されることから、円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。少なくとも、全ての中小企業者に95%ルールの適用が必要である。

2. 複数税率・インボイスの導入に断固反対

(1) 複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから、断固反対

平成25年度与党税制改正大綱において、「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率を導入することをめざす。与党税制協議会で、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。」とされているが、複数税率は問題点が多く、国民や事業者に別の形で負担を強いることから、導入には断固反対する。複数税率の問題点は以下のとおりである。

- ①社会保障財源が大きく失われ、社会保障給付の削減や、消費税率の再引き上げにつながる。低所得者対策を目的として、複数税率を導入し、消費税率10%で食料品を5%の軽減税率対象とすると、約2.5兆円～3兆円と、消費税率1%相当分の社会保障財源が失われる。大きく失われた財源を新たに確保するために、社会保障給付の削減、消費税率の再引き上げ、社会保険料の引き上げが必要となる等、国民や将来世代に別の形で負担を強いることになる。
- ②高額所得者ほど大きな負担軽減を受けるため、逆進性対策としては非効率である。低所得者対策が必要な場合は、真に支援が必要な者に対して、きめ細かな給付で対応した方が効率的である。
- ③軽減税率の対象品目の線引きが難しく、国民や事業者に大きな混乱を招くことになる。すでに複数税率を導入しているEU諸国等では大きな混乱が生じており、レポート等でも多くの問題点が指摘されている。
- ④小規模な事業者ほど、日々の取引において、複雑な事務負担が大幅に増加する。売上高5,000万円以下の事業者の4割超は手作業で経理事務を行っており、消費税の価格転嫁が困難と訴えている中小・小規模事業者ほど過度な事務負担を強いることになる。
- ⑤簡易課税制度において、みなし仕入れ率を設定する際に、業種区分を細分化する必要が出てくる。制度が複雑化すると、事務負担の軽減という簡易課税制度の意義が失われる。

(2) インボイスは、中小企業に2重かつ、2倍以上の事務負担を強いることから、導入すべきではない

複数税率に伴い、インボイス制度が導入されると、中小事業者に多大な事務負担を新たに課すため導入すべきでない。現行の請求書等保存方式は、帳簿に加え、請求書等の保存が義務付けられており、課税の透明性は十分に確保されている。インボイス制度の問題点は以下のとおりである。

- ①インボイスの作成、管理、保存の事務コストが新たに発生する。これまで、月締めなどで、まとめることができていた請求書等の帳票について、取引の都度、税額や税率を入れて発行しなければならなくなる。
- ②インボイスに必要な事項が間違いなく記載されていることが仕入税額控除の前提となるため、事業者は内容を正確に確認したうえで、管理・保存しなければならなくなる。
- ③インボイス制度は、仕入と売上のインボイスに記載された税額をそれぞれ積み上げ、その差額を納税するものである。法人税・所得税の帳簿による計算とは、別の方法で消費税の税額計算を行わなければならなくなるため、2重かつ2倍以上の事務負担を強いることになる。
- ④現行の帳簿方式においても、請求書等の保存が義務付けられており、透明性は十分に確保されている。欧州等では、インボイスの偽造等の不正行為が行われ、税務調査等で徴税側のコストが増加する一方、企業側のコンプライアンスコストの負担も大きいとの指摘がある。
- ⑤インボイスを発行できない、500万超の免税事業者が取引から排除され、廃業に追い込まれる可能性がある。

3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき

(1) 消費税引き上げ後の景気の下振れをカバーする景気・経済対策の大胆な実施を

過去の消費税導入・引き上げに際しては、景気の下振れが生じてきた。今回は税率の引き上げ幅も大きく、これまで以上に景気の下振れや、駆け込み需要に対する反動減が

想定される。消費税引き上げ後の景気の下振れリスクをカバーするとともに、経済成長を促進する景気・経済対策を大胆に実施する必要がある。特に、消費税の二段階の引上げを踏まえ、住宅や自動車等の経済波及効果が大きい産業への実効性の高い措置が不可欠である。

(2) 簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しは複数年度の実績で判断すべき

税制抜本改革法に簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しが示されているが、単年度だけではなく、直近の複数年度における実際の仕入れ率とみなし仕入れ率の差異を精査して、判断すべきである。

(3) 中小企業経営への影響を最小限に止める支援策を講じるべき

中小企業は取引上弱い立場に置かれ、消費税の価格転嫁が困難な場合が多いため、消費税引き上げに伴う利益率の減少や、キャッシュフローの悪化による廃業・倒産の増加、消費税の滞納の増加が懸念される。中小企業経営への影響を最小限に止めるため、以下に掲げる支援策を講じるべきである。

- ① 消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ② 消費税引き上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③ 平成 26 年度より中間納付制度が導入されるが、消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、納付回数を任意に選択できる制度の創設

4. 二重課税の解消はもとより多岐多重に課税される税制（印紙税等）の抜本の見直しを

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等との二重課税の問題があり、今回の消費税の引き上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直しすべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税の着実な廃止、自動車重量税※）
※自動車重量税は自動車税との二重課税
- ④ 嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

以上

平成 25 年度第 8 号 平成 25 年 7 月 25 日 第 181 回議員総会決議
--